一經斑世意深憂國

深經意世一斑

甲寅立夏日

秦东谨書

甲寅文日

兼東謹書

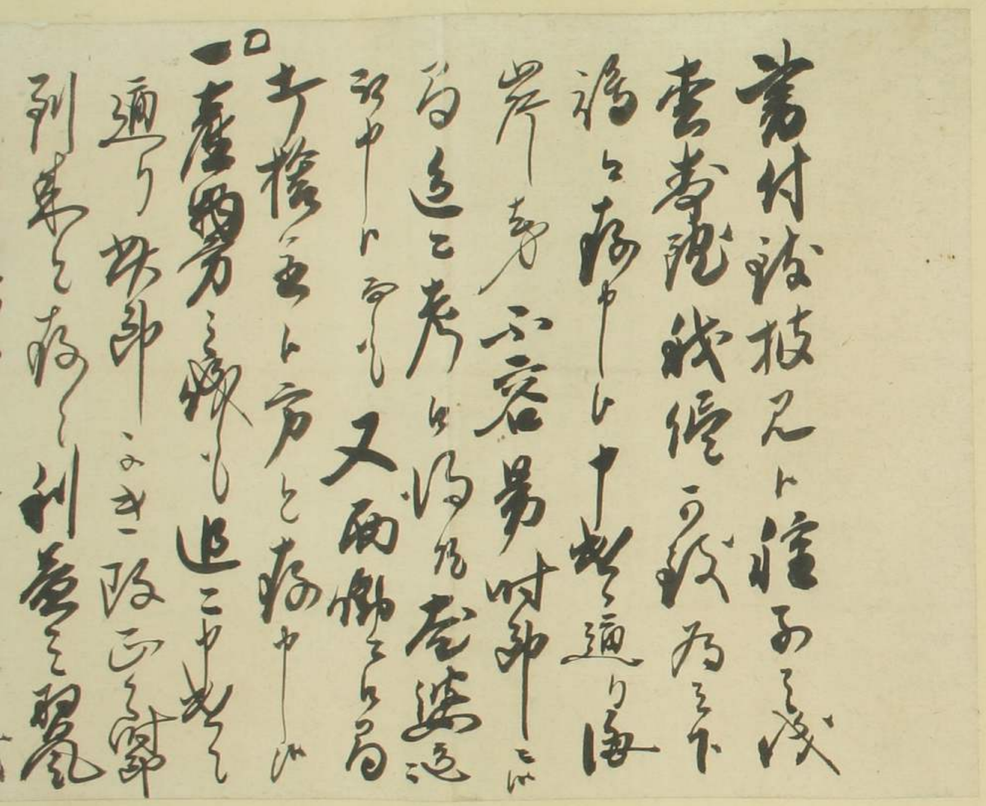

當付被仰出候
書者既紙編成候
樣之事中ニ
岸者不容易
為之者ニ
御中ニ
十格之事ニ
一產物之儀
通り
別紙之
之儀無理
為一之事中ニ
通り土地
一部
所方
二十
二人
二人
代官
人井
如之

通り海
時節ニ
又兩御
方之事
迫之中ニ
改正之節
利益之
下町海岸
減之ニ
代地不
田舍人井
如之

郡奉行え相談之上　御蔵之
相揃塩硝之事　此詳議
当ニ致申候　下町海岸
通り土手等之義も相考候
一御郡奉行ハ魚御郡面々
町方地所迄経減ニ而其
是迄ニ人指出候事故御郡
二ヶ所相成候代地小路
不申候ニ付通り事ニ
相成代書付て是迄
之人共ニ付田倉令出
之外ニも品々売申候
二ヶ所富岡動方之様
讃岐屋品々等相渡
其上収之田倉へ出之相添
古今例も有之ニ付
心得可申候
一但下町人共少之嵩立之
手前ニ而も代ニ付大造之様ニ候
指ニ而家作候事ニ相成
今度代許も減少ニ相成
仍而大家之者共大造之
家作致候得ハ市中ニ而家立
相成申間敷ニ付可相之
事
一織網者并ニ相成候
魚網ハ取申候
一鍋之義者進ニ而相渡候身
御郡奉行ハ可申候
美濃小内ニ御座候之鍋

今度代官ハ減井ニ成
ル為大勢之者の共大迷
惑仕候ニ付市中ニ成之
仕中沒ル方成之儀
事

一鍋鋼之儀
無調ハ仕中新米之儀
一場之儀迷ニ付無
御座ハ内ニ詰屋之場
無御座ハ内ニ詰屋之場
一米代ハ市中新米之儀
之儀ハ内ニ詰屋之場
不申ハ内ニ詰屋之場
不申ハ内ニ詰屋之場
井上之方ハ内ニ詰屋之場
市ハ内ニ詰屋之場
牧内中ハ
一米代中ハ
の中人ハ〇京都
酒屋ハ中ハ
一米酒ハ内ハ
分ハ内ハ
前ハ
中ハ
米ハ
ハ内ハ
ハ内ハ
ハ内ハ

拙内申出て
一書外申出、先達而被
可申入候○京都留守
臨河中も中江相談
一吊詩上納仕候事、宗紙
分上納者こと志可し為知
萬人為 龍理ニ田居御採付
中清為致度、分多き候
蒼ゝ為先也上納之事ニ
不唱候ニ候ゝ為以前無之
不抱道理也 呉々恐
為一ニ存申候
一天ニ音耗も年候
豆州下田之所畫以急飛
御娘來 京都以急
先第申上度御段
便ニ而申述候 以上
四月 晦

嘉永七甲寅年四月
四月十日
何之書

バタイロン備之節一ヘロトン

バタイロン備之節一ヘロトン
ニ付人々番頭 [illegible] 中毒
ヘロトンニ付人々
[illegible] 右名口イ
テナンドミ場ニハ其外ニ
一人惣指揮ミ者ハヨール
之場ニ [illegible]

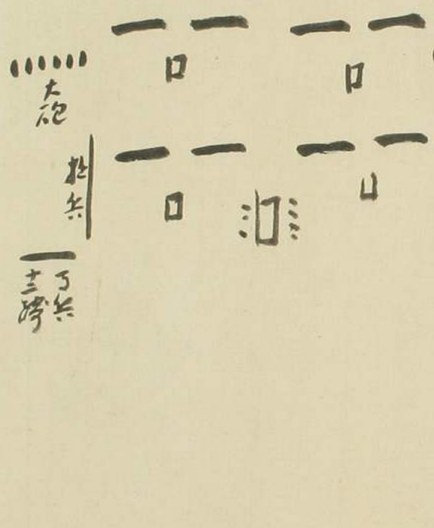

ヘロトンニ付二側ニ一側ニ
間隔ニ付ニ [illegible]
[illegible]

拡長サ三十間

ヘロトンを二側に一側を
用ひるなり依て書記
つるなり

柱数 一丁六寸三分

瓦長サ三十間
横　六間

瓦長サ二十五間
横　五間

帆柱三本　元こかを帆
帆を日の丸附
十羅十文字
作用を賣玉形通りの
方右日本三通りかざし
立附

南部から送る十五反程

一銅を代板を

作丹を煎て勇形を
右右日本年之通りかざし
立附
南年分進之十四殷經

一銅代板之事
天地形之事
二十四号　二殷　十四挺
二十号　二殷　十二挺

表年分進上十五殷程

一銅代板壹枚

天地形壹枚　二殷　十四挺

二十四匁

二十匁　二殷　十二挺

右順聖公手簡一通安政元年

甲寅四月三原藤五郎義禮ヲ

賜ふ所なり時に義禮側用人

右順聖公手簡一通安政元年
甲寅四月三原藤五郎義禮氏
賜ふ所なり時に義禮側用人
を以て財務の事に預る書哉
江戸邸に呈し上陳する所なり
りしに公此の書を賜ひしなり
義禮自ら其の梅夏北月日を
志し記せり他の書片三紙ハ
亦公の手筆に係る政務命示
の折に其の要目を記して授け
らるる者なるべし共に皆三
原氏に藏し多り志哉展轉して
吾の有となりぬ抑公の盛德
洪業は世世善く景仰する
所なり今はた喋々を要せず
其手澤世に存する者人皆
尊重する所なり況して此書の

ら往々多る者あるを毎〻共に皆三
原氏の藏し多り志我展轉して
吾の有となりぬ抑公の盛德
洪業は世他普く景仰する
所なれども今はたゞ喋〻を要せず
其手澤絶世に存する者人皆
尊重する所なり況して此書の
如き當時施政の一端を窺ふ
足るべき者に於てをや今裝潢
して卷となし家に傳ふ子孫
其長寶之

大正二年癸丑十二月七日

小牧昌業謹識

文中の事項人名等之を當時の記録に考へ畧ぼ
注釋を施すこと左の如し

種子島氏より松壽院を溪山公の女にして公の
姉妹に當る下島とは其の領邑種子島に下るを云ふ
星歳下所に大火あり藩地産物方及木綿會所皆焼
き公此の機に乘じ從前の弊習を改正せんとす又下
所の海岸に多く土堤を築き西防に資するの意あり
家老座書役野元一郎に旨を授け下國せしめんとす先つ
其大意を此に誌さるるなり　錫山藩地の名産なり

文中の事項人名等之を考当時の記録に考へ畧注釋を施すこと左の如し

種子島氏は松寿院々溪山公の女にして公の弟姑に当る下島とは其の領邑種子島に下るを云ふ

是歳下所に大火あり藩地産物及木棉倉庫皆焼失す公此の機に乗じ従前の弊習を改正せんとす又下所の海岸に変じ土堤を築き西防に資するの意あり

家老座書役野元一郎に旨を授け下国せしめんとす先つ其大意を此に論さしたるなり　錫は藩地の名産なり

美濃は従前長松平美濃守齊溥なり先年井上佐事件とは嘉永の初高崎近藤事件を謂ふ佐藤尚行当時井上出雲守寵に従前に奔り訴訴するあり公に前後之を庇護し大に力を尽し多り此の事を指す

此の比に至りては当時罪を蒙り有志者も赦免せらるも井上と引取の都合たりあれども右相談の意にて錫一箱を代表に贈られんとす時此事情を公に告ることを得る故内実は進物と偽るなり

駿河は家老新田駿河久仰あり　木棉上納減とは木棉倉所にて織立なる木棉を民間に拂下げ右代金上納の滞りたる代を減じ拂下げ厳に督促する者公此好まざる所なり云ふと後きことなり

豆州下田の西置とは異国の来国に対し幕府の米国水師提督彼理と和親條約取結の事を云ふ

書付中一紙八葉式調練の儀列中二番三八西洋風船製造の事に係り孰も公の熱心に施りせらるる事業なり

昌業又識